

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）（以下「細則」という。）に基づき下記のとおり公示します。

2024年4月3日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：コートジボワール国地方行政強化セクターローン準備調査【有償勘定技術支援】（QCBS - ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用（または事業実施・支援業務用）」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS方式-ランプサム型)

業務名称：コートジボワール国地方行政強化セクターローン準備
調査【有償勘定技術支援】(QCBS-ランプサム型)

調達管理番号：24a00042

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者とする契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「第3章4.（3）上限額 について」に示した上限額を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

調達・派遣改革の各種施策が導入された2023年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024年4月3日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：コートジボワール国地方行政強化セクターローン準備調査【有償勘定技術支援】（QCBS - ランプサム型）
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）
- (4) 契約履行期間（予定）：2024年6月 ～ 2025年2月
先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。
- (5) ランプサム（一括確定額請負）型
本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

2. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口
調達・派遣業務部 契約第一課
電子メール宛先：outm1@jica.go.jp
担当者メールアドレス：Shioda.Saki@jica.go.jp
- (2) 事業実施担当部
アフリカ部 アフリカ第四課

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

| No | 項目 | 期限日時 |
|----|--|--|
| 1 | 配付依頼受付期限 | 2024年4月9日 12時 |
| 2 | 企画競争説明書に対する質問 | 2024年4月17日 12時 |
| 3 | 質問への回答 4月10日12時までの受領分 | 第1回 回答日 2024年4月15日 |
| 4 | 質問への回答 | 第2回(最終)回答日 2024年4月22日 |
| 5 | プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼 | プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで |
| 6 | 本見積額(電子入札システムへ送信)、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日 | 2024年4月26日 12時 |
| 7 | プレゼンテーション | 行いません。 |
| 8 | プロポーザル審査結果の連絡 | 見積書開封日時の2営業日前まで |
| 9 | 見積書の開封 | 2024年5月20日11時30分 |
| 10 | 評価結果の通知日 | 見積書開封日時から1営業日以内 |
| 11 | 技術評価説明の申込日(順位が第1位の者を除く) | 評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (申込先: https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE) ※2023年7月公示から変更となりました。 |

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2024年4月)」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「2.（3）日程」参照）。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

提供資料：

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記2.（3）参照
- 2) 提出先：上記2.（1）選定手続き窓口宛

CC: 担当メールアドレス

3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注3) 質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 回答方法

上記2. (3) 日程のとおり、原則2回に分けて以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記2. (3) にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.（3）日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書（第3章4.（3）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記2.（3）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

なお、別見積については、「第3章4.（4）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）及び別提案書

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書及び別提案書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書（第3章4.（3）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

（5）電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

（1）評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点 80 点、価格評価点 20 点とします。**

（2）評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.（3）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります）。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点について

評価で 60 点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律 2 点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

$$\textcircled{1} \quad (\text{価格評価点}) = \text{最低見積価格} = 100 \text{ 点}$$

$$\textcircled{2} \quad (\text{価格評価点}) = \text{最低見積価格} / (\text{それ以外の者の価格}) \times 100 \text{ 点}$$

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第 3 章 4. (3) に示す上限額の 80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の 80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の 80%下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

$$\text{最も安価な見積額} : \text{価格評価点} = 100 \text{ 点}$$

$$\text{それ以外の見積額 (N)} : \text{価格評価点} = (\text{上限額} \times 0.8) / N \times 100 \text{ 点}$$

* 最も安価ではない見積額でも上限額の 80%未満の場合は、上限額の 80%を N として計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 80 : 20 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記2. (3) 日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4. (3) 日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。2023年11月から2024年1月に公示した案件を対象として試行的に実施していましたが、4月末まで期間を延長します。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

1. 企画・提案に関する留意点

- 不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限までの質問・回答にて明確にします。
- プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。
- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づく業務を行うにあたっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。
- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（第3章「2.業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「5.競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

☒ プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、第3章に示す関連資料を参照してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容・背景

- 本業務において、特に以下の事項について、応募者の知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書(案)を参照してください。

| No | 提案を求める事項 | 特記仕様書(案)での該当条項 |
|----|------------------------|----------------|
| 1 | 他ドナーに係る情報収集・連携手法 | 第4条(3-4)1) |
| 2 | 対象セクターの検討 | 第4条(3-4)2)① |
| 3 | ガバナンス実績評価指標案 | 第4条(3-4)2)⑤ |
| 4 | 地方自治体によるインフラ整備の支援体制の検討 | 第4条(3-4)2)⑧ |

【2】特記仕様書(案)

(契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。)

第1条 業務の目的

本業務は、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第4条 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、もって我が国の円借款事業として本事業を実施するにあたっての審査に必要な調査を行うことを目的とし、「第5条 成果品」に示す報告書等を作成するものである。

第2条 業務の背景

2002年から勃発したコートジボワールでの内戦を受け、JICAは2013年より住民と行政間の信頼関係の醸成を図るため技術協力「中部・北部紛争影響地域の公共サービス改善のための人材育成プロジェクト」(以下、「PCN-CI」という。)を実施してきた。本事業は技術協力の成果であるモデル(以下、「MODEL1」という。)の全国的な導入・定着による全国一体的な地方開発の促進を目的としている。事業内容は本事業作成予定のガバナンス実績指標に基づき地方自治体のガバナンス能力に係る順位付けを毎年行い、上位の地方自治体からサブプロジェクトを実施するも

の。また、並行して各自治体の指標改善を支援し、全自治体に至るまで支援対象を拡大することを予定している。本事業はセクターローンのスキームによる実施を想定している。

MODEL1とは、地方自治体が住民参加型の地域開発を実現するための手法である。地方自治体が整備する社会インフラの計画、事業実施、運営・維持管理の段階において、住民組織と協働する体制を構築することで、住民の地方自治への参加を実現し、包摂性・透明性の高い公共サービスの提供を可能とする。MODEL1の導入によって得られる主な効果は以下3点のとおり。

- ・地方自治体の行政官の能力強化及び自治体と技術官庁等の役割分担・責任範囲が明確化される。
- ・住民のニーズに沿った地方開発を通じて、住民の地方自治体への信頼が向上する。
- ・民族の出自によらない住民の行政への参加が促進される。

このMODEL1をベースとし、サブプロジェクトの実施を通じて地方行政能力の強化を目指す本事業の形成に必要な情報収集及び分析を行う。

第3条 実施方針及び留意事項

(1) 円借款事業検討資料としての位置づけ

- 本業務の成果は、本事業に対する円借款事業の審査を発注者が実施する際の検討資料及び相手国の事業了承の基礎資料として用いられることとなる。
- 本業務で取りまとめる事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることから、事業内容の計画策定については、業務の過程で随時十分発注者と協議し、承諾を得ること。
- 本業務で検討・策定した事項が相手国政府・実施機関への一方的な提案とならないよう、相手国政府・実施機関と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とすること。
- 当該審査の過程において、対象事業の内容が本業務の結果とは一部異なる結論となることがある可能性があるため、相手国関係者に本業務の調査結果がそのまま円借款事業として承諾されるとの誤解を与えないよう留意すること。
- 本業務では、積算額に関する相手国政府・実施機関との認識の一致に特に留意すること。
- 従って、本業務においては、当初想定されていた積算額について先方政府・実施機関と認識の一致を図り、協議・調整状況について発注者に随時情報共有を行うとともに、必要に応じ議事録を作成すること。
- 相手国政府・実施機関への調査説明に係る議事録は、5営業日以内に発注者に

提出するとともに、原則としてファイナル・レポートに添付すること。

(2) 参考資料

共通仕様書第9条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。

① 公開資料

JICA 不正腐敗防止ガイダンス

円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドライン (2012年4月)
(以下「調達ガイドライン」という。)

円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドライン (2023年10月)
(以下「調達ガイドライン」という。)

円借款事業に係る標準入札書類 (以下「標準入札書類」という。)

コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン (2022年10月)

コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン (2022年10月)

国際協力機構環境社会配慮ガイドライン (2022年1月) (以下「JICA 環境社会ガイドライン」という。)

国際協力機構環境社会配慮ガイドライン (2010年4月) (以下「JICA 環境社会ガイドライン」という。)

気候変動対策支援ツール (JICA Climate-FIT : 緩和策 Mitigation) (以下「気候変動対策ツール」という。)

気候変動対策支援ツール (JICA Climate-FIT : 適応策 Adaptation) (以下「気候変動対策ツール」という。)

JICA 安全標準仕様書 (JICA Standard Safety Specification: JSSS)²
(2021年2月版) (以下「JSSS」という。)

② 配布資料 (契約締結後に配布)

円借款事業の審査の検討資料としての基本的な基準・様式は以下のとおり。

資金協力事業 開発課題別の指標例 (以下「開発課題別の指標例」という。)

IRR (内部収益率) 算出マニュアル (2017年9月) 及び算出の手引き
(2019年12月) (配布資料) (以下「IRR マニュアル」という。)

コンサルティング・サービスの TOR (配布資料)

リスク管理シート

事業費の積算関連資料³

コスト縮減検討関連資料

環境社会配慮カテゴリ B 報告書執筆要領（2023年5月）（以下「カテゴリ B 執筆要領」という。）

（3）審査の重点項目

本業務の成果が円借款事業の審査の検討資料となるため、以下の項目について、発注者から別途指示する基本的な基準、様式に従って整理すること。

- ① 施工計画
- ② 調達計画
- ③ 事業費
- ④ 事業実施スケジュール
- ⑤ 事業実施体制
- ⑥ 運営・維持管理体制
- ⑦ 運用・効果指標
- ⑧ 環境社会配慮

審査にあたり必要な項目の追加を指示する可能性がある。

（4）発注者への事前説明

- 説明資料等の中間的な成果を含む本業務の成果について相手国政府・実施機関に提示する場合には、発注者に事前に説明し、その内容についてすり合わせる。
- 相手国政府・実施機関との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について指示を受けること。
- 打合せ後は、必要に応じて受注者にて打合簿を作成して発注者の確認を取ること。

（5）関連調査等から得られる情報のレビュー及び活用

- 既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、及び既存データでは十分な情報が得られない際に、該当する業務を行うこと。
- 本業務に先立って以下に列挙する調査、事業が実施されているところ、かかる先行調査・既存事業から得られる情報を最大限に活用し、重複がないよう

³ Excel ファイルの様式。同様式の動作環境は、64bit 版 Windows OS (Windows 10 以上) を推奨している (macOS は推奨しない)

効率的な業務を行うこと。

➤ 先行調査・既存事業一覧は以下のとおり。

- ① 基礎情報収集・確認調査「コートジボワール中北部地域における政治的・社会的リスク要因に関する情報収集・確認調査」
- ② 基礎情報収集・確認調査「大アビジャン圏社会的統合促進のためのコミュニティ強化プロジェクトフェーズ2にかかる情報収集・確認調査」
- ③ 技術協力「中部・北部紛争影響地域の公共サービス改善のための人材育成プロジェクト」
- ④ 技術協力「中部・北部紛争影響地域の公共サービス改善のための人材育成プロジェクト(PCN-CI)フェーズ2」
- ⑤ 技術協力「大アビジャン圏社会統合促進のためのコミュニティ強化プロジェクト」
- ⑥ 技術協力「大アビジャン圏社会統合促進のためのコミュニティ強化プロジェクトフェーズ2」
- ⑦ プロジェクト研究「行政分野における包括的な支援アプローチの実証研究」
- ⑧ アフリカ地域公共サービスのデジタル化にかかる情報収集・確認調査
- ⑨ 全世界 COVID-19 等感染症に対する都市環境改善プログラム形成準備調査

(6) 本業務における地理的な対象範囲

本業務における自然条件調査、社会条件調査、事業実施スケジュール、環境社会配慮等の検討においては、事業対象となる構造物等を建設・設置する場所のみならず、本事業を実施するにあたって必要となり、かつ実施機関等相手国側により提供されるべき用地についても考慮に含まれることに留意すること。

別紙1のとおり。

(7) 本邦技術の適用／本邦企業の参入促進

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の点に留意する。

- 本事業に関連する機材、設備、工法等で本邦企業に優位性がある技術の検討に当たっては、自然条件、施工時の制約条件等を勘案し、施工も見据えた概略設計を作成するとともに、相手国政府・実施機関のニーズ及び意向を十分に把握したうえで、本邦技術の適用を検討すること。
- 本邦技術を適用することによる経済性、工期短縮、事業費軽減、環境負荷軽

減や工事中及び供用後の安全性向上などの可能性を幅広く検討し、その結果を発注者へ報告すること。

- 適用を提案する本邦技術について相手国政府・実施機関に十分な説明をし、調整を行うこと。
- 本邦企業の事業参入促進にあたっては、関連本邦企業の参入以降に留意しつつ、競争性確保ができるように検討すること。
- 発注者の中小企業・SDGs ビジネス支援事業について、過去の採択事業等の情報も参照しつつ、中小企業を含めた本邦企業が有する技術、製品、アイデアの活用の可能性を検討すること。

本事業は、円借款事業において本邦技術活用条件（STEP）の適用を想定している。

（８）環境社会配慮

- 本業務においては、JICA 環境社会ガイドライン上遵守が求められる相手国政府・実施機関の定める環境社会配慮に係る法令／許認可手続きや基準等、大きな乖離がないことの検証が求められる。

本事業は、JICA 環境社会ガイドラインに掲げる●●セクターに該当するため、カテゴリ A に分類されている。

本事業は、JICA 環境社会ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されるため、カテゴリ B に分類されている。

本事業は、JICA 環境社会ガイドライン上、融資承諾前にサブプロジェクトが特定できず、且つそのようなサブプロジェクトが環境への影響をもつことが想定されるため、カテゴリ FI に分類されている。

本事業は、JICA 環境社会ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は最小限と判断されるため、カテゴリ C に分類されている。

（９）Information and Communication Technology（ICT）技術の活用

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の点に留意する。

- アビジャン自治区において行政サービスにおけるデジタル活用状況及び適用の可能性について検討する。
- 従来の手法にとらわれない柔軟な思考に基づいて、積極的に提案すること。

(10) 迅速化に向けた検討

本業務では当該項目は適用しない。

相手国側の迅速化への要望に応えるため、本業務及び事業本体の工期短縮化策を検討・提案すること。

(11) 発注者の既存事業等との連携可能性の検討

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の点に留意する。

➤ 本事業の効果的な実施のため、相手国内における発注者の実施する既存事業（円借款事業を含む有償資金協力事業、無償資金協力事業、技術協力事業、民間連携事業等）との具体的な連携の可能性（共同での研修やセミナーの実施、共同研究等）を追求すること。

➤ 想定する既存事業を以下に列挙する。①②は終了済案件であるが、その成果やこれまでの取り組みを本事業に十分に活かすこととし、特に③については、本事業と一体的に進める必要があるため、JICA 関係部署及びプロジェクトチームと緻密に調整する。

- ① 技術協力「中部・北部紛争影響地域の公共サービス改善のための人材育成プロジェクト(PCN-CI)」(2013年11月～2017年4月)
- ② 技術協力「中部・北部紛争影響地域の公共サービス改善のための人材育成プロジェクト(PCN-CI)フェーズ2」(2019年2月～2024年2月)
- ③ 技術協力「地方行政強化プロジェクト」(2024年7月～2027年6月)

(12) 相手国関係機関の調整

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の点に留意する。

➤ 円借款の実施機関である内務・治安省に加え、借入人である財務・予算省、またその他の関係省庁として経済・計画・開発省、給水省、国民教育・識字教育省等を含むインフラ整備に係る技術省庁も交え、調査及び事業の進め方における整理を図る。

➤ 特に各サブプロジェクト実施における技術省庁地方部局の役割については実施機関と技術省庁と協議し、本事業実施における必要な調整を明確にする。また、既に当該地域で事業実施中もしくは事業を実施予定のアフリカ開発銀行等他ドナーとの連携・調整が必要になるため、十分な協議を行う事。特に北部地域については、ドナー協調の枠組みが存在するため、その枠組み内での協力の可能性を調査する。

(13) 気候変動対策に資する計画の検討

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の点に留意する。

パリ協定に基づき、対象国は「自国が決定する貢献」(NDC: Nationally Determined Contribution)を策定している。開発と気候変動対策の統合的実施を推進する観点から、本事業においても気候変動対策に資する活動を事業計画に組み込むことが重要である。そのため、事業計画にあたってはガバナンス・政策改善支援の活動等において気候変動対策の組み込みを検討する。

(例：気候変動対策に関する知識・意識向上のための活動、気候変動対策を考慮した計画策定、同計画実施のための予算計画・財政管理、計画の実施管理、気候変動に関する情報発信能力強化等)

第4条 業務の内容

(1) 業務計画書の作成・提出

- ① 要請関連資料及び先行調査・既存事業等の内容を調査した上で、業務全体の方針・方法及び作業計画を検討し、全体調査計画を策定する。特に先行調査等における課題点や更新が必要な箇所を整理する。また、技プロ「地方行政強化プロジェクト」では研修等を通じた MODEL1 の全国への普及を実施し、本事業では MODEL1 を活用した社会インフラ整備の実践を通じた MODEL1 の全国への定着を目指すこととしている。については、技プロによる MODEL1 の普及状況を踏まえた上で、本事業を通じた MODEL1 の定着が実現されるよう実施スケジュールを検討する。加えて、相手国政府・実施機関との検討・調整を要する事項、現地で収集する資料、情報、データを整理・抽出し、調査内容に反映する。
- ② 業務計画書を共通仕様書第6条に従い作成し、発注者に提出して承諾を得る。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

- ① 業務計画書の内容を踏まえて、インセプション・レポートを作成する。
- ② 現地調査の冒頭に、インセプション・レポートに基づき、相手国政府・実施機関に対し、調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項等の内容を説明する。

(3) 事業の背景を踏まえた内容と実施フローの整理

① 本事業の背景

本事業は、2013年から実施している技術協力「中部・北部紛争影響地域の

公共サービス改善のための人材育成プロジェクト」で開発した住民協働型の行政モデル（MODELI）に基づき、全国の地方自治体での社会インフラ整備（給水設備、学校建設等）を促進することにより、国内全体における民族融和・社会統合を促進し、あわせて当国の国内経済格差の是正に取り組み、当国における持続的な発展を後押しするもの。

② 現時点で想定する本事業の内容と実施フロー

- (ア) コートジボワール全国 232 の地方自治体を対象に本協力準備調査で設定するガバナンス実績評価指標を使用して評価を行う。
- (イ) 評価結果に基づき、自治体をランキング付けし、上位の自治体に対して順次自治体の規模に応じて資金を配賦する。
- (ウ) ガバナンス実績評価の結果、評価が低く、予算配賦の対象とならなかった自治体に対しては、ガバナンス指標を改善するための研修等を実施する。また、2 年目以降は、先行する自治体などが主体となって自治体間の経験共有の機会などを設ける。
- (エ) ガバナンス実績評価の結果、評価が高く予算配賦の対象となった自治体については、配賦された予算の中で、社会インフラ整備にかかる MODELI に基づく計画を立てる。
- (オ) 自治体は計画に基づき、申請フォーマット（案）を記入し、先方政府、JICA 関係者等で構成される事業管理支援コミッティに提出する。
- (カ) 事業管理支援コミッティは、申請内容に関し、各クライテリア（環境カテゴリ C を満たす要件の確認や給水セクターであれば水理地質調査を実施することの確認等）に基づき確認を行い、計画を承認する。
- (キ) 自治体は事業管理支援コミッティから承認を受けたサブプロジェクトに関し、調達・施工管理を実施する。
- (ク) 自治体は住民組織の形成や必要な研修の実施を通じ、住民との協働による維持管理の仕組みを構築する。
- (ケ) 2 年目以降、自治体は配賦された資金用途について監査を実施し、事業管理支援コミッティに報告をする。
- (コ) これらサイクルを 5 年間実施し、最終的に全国 232 の自治体に予算が配賦され、サブプロジェクトの実施、施設等の維持管理が行われる。

(3-1) 準備調査：2024 年 6 月下旬～7 月下旬

- 1) 既存の関連資料（含む法律・政令）を分析・検討し、本案件の内容、背景、コートジボワール地方行政セクターの概況を把握する。また、コートジボワールの地方自治体制度の概要、地方自治にかかる法律・政令についても調

査・分析する。また、2013年より実施している「中部・北部紛争影響地域の公共サービス改善のための人材育成プロジェクト」をはじめ、関連案件の報告書を確認の上、本事業形成に必要な情報を整理する。

- 2) JICA アフリカ部、ガバナンス・平和構築部、コートジボワール事務所等と打ち合わせを行い、調査全体・第一次現地調査の際に予定されている地方行政セクターの概況調査、現地での調査項目・方法及び現地調査行程の確認、協議を行う。
- 3) 上記作業を踏まえ、現地で追加収集する必要がある資料やデータ、協議先を予め整理し、調査項目として取りまとめる。
- 4) 上記を踏まえ、インセプション・レポートを作成し、JICA アフリカ部に提出し、説明・協議を行う。

(3-2) 第一次現地調査：2024年7月下旬～8月下旬

- 1) 本調査の目的及び業務計画について関係機関に説明する。
- 2) 内務・治安省及び関係省庁を対象に、下記のとおり地方行政セクターの概況について現状確認・課題分析を行う。
 - (ア) 組織概要（組織体制、行政区分等）
 - (イ) 財政構造（地方開発交付金の概況、予算配賦時期と資金の流れ等）
 - (ウ) 地方行政制度の概況
 - (エ) 地方自治体における予算計画及び開発交付金の執行状況
 - (オ) 地方分権化の概況と地方開発におけるセクター別及び自治体カテゴリー（州自治体、コミューン）別の権限移譲状況
 - (カ) 本事業で供与する資金と既存の地方開発交付金の扱い及び管理方法の確認、内務・治安省内に設置予定の事業管理支援コミッティの構成と役割に関する検討、行政区別の地方自治体への適切な配分額の検討。
- 3) コートジボワールにおける地方行政セクターの概況、地方行政制度にかかる情報を収集し、現状確認及び課題分析を行う。特に本事業で供与する資金を既存の地方開発交付金と同じ扱いとして供与するか、別の管理を行う予算として供与するかどうかについて、先行技プロである PCN-CI の対象自治体に対するニーズのヒアリングや先方政府との協議を行い、既存の地方開発交付金との一体管理の手法（適切な予算管理、事業効果の評価方法等含む）の検討を通じて実現可能性を追求し、JICA アフリカ部、コートジボワール事務所等と検討を行う。加えて、本事業において内務・治安省内に設置予定の事業管理支援コミッティの構成と役割について先方政府と協議のうえ検討を行い、組織の立ち上げまでのプロセス案と組織図案の作成を行う。さらに、本事業における行政区別の地方自治体への適切な資金配分額について、地方

開発交付金の配分額及び地方自治体での執行率などを基に検討を行い、配分予算案を JICA に提案する。

- 4) 上記 2) 及び 3) の調査結果を踏まえつつ、第二次現地調査時に予定されている地方自治体でのガバナンス概況調査の準備を行う。先方関連機関と協議の上、調査項目の確認、ガバナンス実績評価の試行のためのパイロット調査の対象となる自治体の選定を行う。なお、パイロット調査では評価によるランキング付けまでを実施し、予算配賦は想定しない。
- 5) 安全対策措置上、渡航に制約がかかる、又は渡航が難しい地域（外務省危険レベル 2 及び 3）における事業実施体制の検討に必要な情報を収集する。

(3-3) 第一次準備・整理作業：2024 年 8 月下旬～9 月下旬

- 1) 第一次現地調査の調査結果をプロGRESS・レポートとして取りまとめ、JICA に報告する。
- 2) 第一次現地調査結果を踏まえ、第二次現地調査計画を検討し、JICA アフリカ部と協議を行う。

(3-4) 第二次現地調査：2024 年 9 月下旬～11 月中旬

- 1) 第一次作業結果を含め、今後の調査・事業計画につき、コートジボワール政府関係者及び他ドナー（AfDB、世銀等）との協議・意見交換を実施する。特に地方自治体での現地調査にかかる調査項目や対象自治体の選定方法（ガバナンス実績評価指標によるパフォーマンスベースでの予算配賦）に関し協議を通じて検討する。また、今後の協調の可能性についても検討する⁴。
- 2) 以下につき、調査や検討等を行う。
 - 地方自治体におけるガバナンス能力、各自治体における社会インフラ整備事業の概況（州レベルとコミュンレベルでの情報収集）、地方自治体と住民組織（学校運営委員会等）の協働状況に関する現地調査等を実施する。
 - PCN-CI では学校運営委員会（COGES）の機能強化を図るため、コミュニティ協働型教育改善モデル（通称：みんなの学校モデル）を活用、導入して支援してきた。その結果、同モデルを反映した COGES 関連のマニュアルが作成され、同マニュアルは教育省により全国に周知されている。従って、学校運営委員会との協働状況を確認する場合には、PCN-CI 支援により導入された COGES 関連マニュアルに沿って学校運営委員会が民主的に設置されていることや、学校活動計画を策定・活動を実施する際、住民総会が開催されコミュニティに情報共有が適切になされているか、モニタリングが COGES 連合（COGES の広域ネットワーク）や COGES 担当官により適切に行われているか、自治体がこのように機能化された COGES を通じ適切にコミュニティのニーズを把握し、必要な支援を行っているかといった点を確認すること。

⁴ 他ドナー（アフリカ開発銀行）等との協調融資とする可能性について検討を行うため協調先ドナー、具体的な案件に係る情報収集について提案を求める。

- なお、給水施設の建設において、事業効果が発現し持続可能なものとなるよう、以下の項目について確認し、現状と課題、必要な対応策を検討すること。

<確認項目>

- ①国家飲料水委員会（Office National de l'Eau Potable（ONEP））、州給水局（Direction Regionale de la Ministère de l'hydraulique（DRH））、地方自治体の施工管理体制の確認
 - ②中央政府・地方自治体による給水施設インベントリ調査結果とその活用、モニタリング体制の整備
 - ③建設後の運営維持管理の持続性の確保
 - ④スペアパーツの供給網・修理に係る公定価格設定等
 - ⑤地方自治体や水管理委員会（Comité de Gestion des Points d'Eau（CGPE））、テクニシヤンの能力把握と技術支援
 - ⑥大統領プロジェクト、都市、地方給水計画との調整
- 技術協力「中部・北部紛争影響地域の公共サービス改善のための人材育成プロジェクト」の協力内容を踏まえたうえで、地方自治体が MODEL1 を活用した計画プロセスが実施できているかを評価するガバナンス実績評価指標案の検討を行う。加えて、MODEL1 の活用以外の行政を評価する項目についても検討する。これらの検討を踏まえてガバナンス実績評価指標案を作成し、先方政府との議論を通じて合意し、JICA アフリカ部、ガバナンス・平和構築部、コートジボワール事務所との協議を踏まえて決定し、その試行のためのパイロット調査を実施する。
 - なお、指標の検討に際し、MODEL1 のプロセスによりインフラ整備が行われることのみならず、MODEL1 のプロセスにより地域のニーズを把握し、同ニーズを反映した地域開発計画が作成され、インフラ以外の活動が行われることも評価の対象となるよう工夫する。
 - 毎年実施するガバナンス実績評価による対象自治体の選定フローと対象外の自治体に対する能力強化研修の内容及び実施方法について検討し提案する。
 - 地方自治体単独ではインフラ整備の調達・実施監理が難しいため、これら課題への対応を支援・解決するための体制・方策・コストを検討し提案する（例：開発ファシリテーター等のコンサルタント各 1 名を対象自治体に配置するなど）。
 - 各自治体における社会インフラ整備のニーズ調査と社会インフラ整備にかかる金額規模を調査し、そこから想定される裨益人口及び男女別の割合について調査を行う。

上記を踏まえ、具体的に想定される各調査項目は以下の通り。なお、これに限らず、案件検討に有益と思われる項目がある場合には収集・分析を行う。

① 対象セクターの検討⁵

(ア) 対象セクターは、地方自治体への権限委譲状況、住民組織との協同状況及び維持管理の観点などから教育、給水セクターを想定しているが、給水セクターを対象にする場合のリスク、特に、既存井戸の稼働状況や水源開発や給水施設の整備にあたっての自治体におけるガイドラインの有無、人口、住民による維持管理体制等の留意点及びリスク等を確認し、⑧(ア)に記載のサブプロジェクトの選定にかかるクライテリアとして検討する。

(イ) 他社会インフラセクター（保健等）、経済インフラ（市場等）を対象セクターとする場合の留意点及びリスク。特に地方自治体と中央の役割分担、権限委譲状況、法律上の整理、実態、施工管理体制、維持管理体制

(ウ) 他社会インフラ、経済インフラを対象セクターとする場合、円借款のソフトコンポーネントで MODEL1 適用を目的とした維持管理等の研修実施にかかる実現可能性の検討。

② 行政区分や人口規模（例：州自治体、人口 30 万人以上の市、人口 20 万人以上 30 万人未満の市、人口 10 万人以上 20 万人未満の市、人口 10 万人未満の市）で区別した自治体から無作為に抽出した地方自治体におけるガバナンス能力の把握

(ア) 行政官の配置状況及びガバナンス能力

(イ) インフラ整備にかかる技術者の有無及び能力

(ウ) 定期会議の有無及び地方議員や住民組織の会議への参加状況

(エ) 3 ヶ年計画の有無と計画に沿った地方開発の概況

(オ) インフラ整備予算と事業計画の作成・提出状況

(カ) 会計報告の適切な作成・提出状況

(キ) 予算公開状況

③ 州、コミュンそれぞれのレベルにおける社会インフラ事業の概況の把握

(ア) 本事業で想定する整備対象施設の選定方法としては、各自治体における整備対象となる施設のロングリストの作成、ショートリストの作成、クライテリアに沿った優先順位付け、整備対象施設の決定、事業管理支援コミッティでの承認という流れを想定しているが、これらを踏まえたうえでの各自治体における社会インフラ施設の選定方法及び計画、実施、維持管理までの進め方の検討及び提案。

(イ) 地方自治体による社会インフラ施設の整備実績（セクター、金額規模、施工期間等）（金額規模及び施工期間は、本事業で整備を想定する各施設（教育施設、上水道施設等）の情報を必ず含むこと。）の確認

(ウ) 地方自治体による社会インフラ施設（施設別）の維持管理体制の状況

(エ) 地方自治体における施設維持管理予算の有無及び予算管理方法

⁵ 教育・給水セクターを基本路線としつつ、先方政府のニーズに基づき追加を検討する対象セクターに係る情報収集を行い、その妥当性について提案を求める。

(オ)大アビジャン圏の10のコミューンにおける社会インフラ事業の概況、その整備に使用されている手法、行政サービスにおけるデジタル活用状況及び将来的な適用の可能性

④ 地方自治体と住民組織（学校運営委員会等）の協働状況

(ア)住民組織との協働により計画、維持管理が実施されている施設概況

(イ)地方自治体が開催する会議への住民組織の参画状況

⑤ ガバナンス実績評価指標案の検討及び試行⁶

(ア)②、④で収集した情報及び MODEL1 の項目をもとにガバナンス実績評価指標案を検討する。

(イ)なお、全国の州への MODEL1 の普及を実施する技プロ（地方行政強化プロジェクト）の実実施スケジュールなども参考にしつつ、ガバナンス実績評価指標に MODEL1 に関する項目を使用することが特定の自治体に対して有利、不利に働かないように留意しつつ、検討を行い提案する。

(ウ)ガバナンス実績評価について関係機関及び JICA 関係者と指標案を検討し決定する。

(エ)本調査でのガバナンス実績評価指標の決定を念頭に、評価実施年、デイスバース時期を提案する。

(オ)本事業のなかで現地コンサルタントを備上した上で実施を想定するガバナンス実績評価の実施体制と方法を検討し提案する。

(カ)パイロット調査用に選定した地方自治体を対象にガバナンス実績評価を試行する。

⑥ 資金供与の対象となる自治体の選定フローの検討

(ア)全国232の自治体から対象自治体を選定するフロー及びタイムライン

⑦ 資金供与の対象外となった自治体、対象実施機関（技術省庁）行政官、住民組織（学校運営委員会等）関係者等に対する能力強化研修の検討

(ア)研修の形態、実施場所、回数等の枠組み

(イ)ガバナンス実績評価の向上に資する研修内容

(ウ)本事業における自治体間の経験共有や連携強化を目的としたワークショップ開催の可能性と実施方法

⑧ 地方自治体によるインフラ整備を支援する体制の検討⁷

(ア)本事業で整備する社会インフラ施設が、環境カテゴリ C の基準を遵守しているか否か、や障害者に配慮した計画となっているか、給水セクターにおける留意事項などを網羅した整備対象施設の選定にかかるクライテリアの検討

⁶ 先行技プロで確立した「MODEL1」を踏まえたうえで、全国の自治体に対する公平性を保つことができる適切な指標の提案を求める。

⁷ 地方自治体のインフラ整備に係る実績や体制は様々であり、円滑に事業を実施するための支援体制を構築する必要性が想定されることから、具体的な支援体制について提案を求める。

なお、データの入手が可能な範囲で国土における自然条件の確認（地質や帯水層データの確認等）や環境社会配慮面からの確認（国立公園や保護区の確認等）も実施しておくことで、施設整備の対象地からあらかじめ環境カテゴリ B 以上への分類対象となる地域や取水及び施工リスクのある地域を除外できるように情報収集を行う。

- (イ) 自治体からのサブプロジェクトの申請方法（既存の申請フォーマットの有無の確認もしくは新規作成等）にかかる検討
 - (ウ) 地方自治体のみでは実施が困難と想定されるインフラ整備にかかる調達や実施監理を本事業で支援する方策（モニタリングシートの活用等）と体制の検討及び提案
 - (エ) 支援方策案に応じた必要情報の収集と同案の実施に必要な費用
 - (オ) 適切な支援体制の一案として、開発ファシリテーター（資金供与の対象となった自治体に 2 年間程度常駐し、社会インフラ整備の調達から完成までの実施監理を支援する現地 NGO やコンサルタントを想定）等の人材雇用を想定する場合には、候補となる人材リソース・雇用期間・雇用形態・配置形態・役割・業務内容・能力強化の必要性・研修を実施する場合の研修内容及や実施時期等
 - (カ) 技プロ「中部・北部紛争影響地域の公共サービス改善のための人材育成プロジェクト」の対象地域であったオーササンドラ州、ベケ州等の自治体による他州への経験共有など自治体間の連携体制構築にかかる検討
 - (キ) ソフトコンポーネントとして、自治体に対するインベントリ調査やインベントリデータ整備・優先事業の特定にかかる技術的支援、施設整備に関する技術的支援および関係出先機関との協力促進、自治体による住民組織研修などへの技術的支援等に関する研修実施の可能性、実施方法、実施スケジュール、積算にかかる検討
- ⑨ 社会インフラ整備にかかる金額規模と裨益人口の算出
- (ア) 各自治体の教育施設、給水施設を含む社会インフラにかかるニーズ調査
 - (イ) (ア) を踏まえ、想定される社会インフラ施設の整備にかかる金額規模（インフラ種別および整備数など金額規模の根拠含む）と裨益人口
 - (ウ) 男女別裨益人口
- ⑩ 適切な会計処理にかかる外部監査の実施方法の検討
- (ア) 各自治体における監査の実施・受入の現況
 - (イ) 外部監査の実施主体とそのリソース
- 3) 上記 2) やコートジボワール政府関係機関・他ドナー等との協議に基づき、本事業を形成する上での課題分析を行い、JICA に対して本事業の事業全体スケジュールの行程表を提案する。行程表を作成する上で技術協力「地方行政強化プロジェクト」（2024年7月～）の実実施スケジュールに留意する。また全体スケジュールには、調達期間、完了予定時期を明記する。コンサルティンク・サービスは、コンサルタントの選定手続きの内訳（ショートリスト・コン

サルタント選定書類作成・プロポーザル作成期間・プロポーザル評価・契約交渉・契約締結)も示す。その際、プロジェクトの早期開始に向け、コンサルタント選定手続きを可能な限り迅速化できるよう考慮する。なお、第二次現地調査後半のタイミングを踏まえJICAによるミッション派遣を検討する予定。受注者は、ミッション前後またミッション中において、JICAに本調査に基づく情報提供を行うこととする。

(3-5) 第二次準備・整理作業：2024年11月中旬～12月下旬

- 1) 第二次現地調査の調査結果をドラフト・ファイナルレポートとして取りまとめ、JICAに報告・コメントを依頼する。技プロとの調整が必要な点については、事前にJICAと協議する。
- 2) 第二次現地調査結果を踏まえ、本事業で実施する仕組み（パフォーマンスベースでの地方開発交付金配賦）の持続化（先方政府内への制度化や既存交付金、補助金との一体化の可能性）について検討を行い、第三次現地調査計画を策定し、JICAアフリカ部と協議を行う。先方政府内での制度化については他国の状況についても可能な範囲で情報収集する。

(3-6) 第三次現地調査：2025年1月上旬～1月下旬

- 1) 第三次現地調査計画に基づく調査を行う。
- 2) ドラフト・ファイナルレポートにつき、コートジボワール政府関係者に対して報告・協議するためにワークショップを開催する。なお、第三次現地調査のタイミングを踏まえJICAによるミッション派遣を検討する予定。受注者は、ミッション前後またミッション中において、JICAに本調査に基づく情報提供を行うこととする。
- 3) コートジボワール政府関係者等からドラフト・ファイナルレポートにかかるコメントを取り付ける。
- 4) ファイナル・レポート作成にあたり、追加情報・データの収集を行う。

(3-7) 整理業務：2025年1月下旬～2月下旬

- 1) ドラフト・ファイナルレポートに対するコメント・修正をとりまとめ、ファイナル・レポートを作成する。
- 2) ファイナル・レポートの内容につき、JICAアフリカ部に報告・協議する。

(4) 自然条件調査、現地条件調査等

本業務では当該項目は適用しない。

概略設計、事業実施計画、事業費の積算について必要な精度を確保し、また本事業により新設・拡張・附帯される施設・設備が自然・社会・生活環境に及ぼす影響を適切に予測し、その影響を回避／最小化する設計・施工を検討するため、以下に示す自然条件調査、現地条件調査等を行う。

(5) 環境社会配慮に係る調査

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下対応を行う。

(6) ジェンダー視点に立った調査・計画

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

① 現状調査

実施機関における女性の雇用促進、技術者育成等のジェンダーに係る方針を調査するとともに、他ドナー実施分も含む類似案件における労働者の女性割合の現状、ジェンダー視点に係る施策の有無・内容等を調査する。

② 上記①を踏まえた実施機関との会議

③ 事業内容への反映の検討

上記の調査実施後、実施機関との会議を行い、ジェンダー課題やニーズに対して対応するための取組み（本体工事における非熟練／熟練労働者雇用に占める女性割合の設定、同一賃金の徹底、女性労働者用ファシリティの設置、等）の事業内容への反映を検討する。

具体的な検討に際してのステップは以下の通り。

（ア）本事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための設計・仕様・取組を特定・設定する。

（イ）ジェンダー視点に立ったアウトプット（運用・効果）設定の必要性を検討する。

（ウ）ジェンダー視点に立った設計・仕様・取組を担保し測定するための運用・効果指標を設定する。

また、Gender Assessment Report 等の提出を要請された場合には、実施機関による資料作成や質疑応答等の業務支援を行う。

(7) 障害主流化の視点に立った調査・計画

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

社会インフラ整備において、設計段階から現地障害当事者団体へのヒアリングや、障害者によるアクセスチェック等障害者の視点を組み込み、障害者自身が利用しやすい施設となるよう、地方自治体の既存施設における取り組み状況を確認し、地方自治体のサブプロジェクトの申請にかかるクライテリアに該当項目を加えることなどを検討する。

参考①https://www.jica.go.jp/Resource/publication/mundi/1712/201712_06.html

参考②https://www.jica.go.jp/Resource/publication/pamph/ku57pq00002iqnxw-att/activities_on_disability_and_development.pdf

参考③<https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000044894.pdf>

(8) 気候変動対策事業としての案件形成に係る情報収集・分析

本業務では当該項目は適用しない。

本事業による温室効果ガス排出削減が一定以上見込まれる場合、気候変動対策事業（緩和策）と位置づけられる可能性があることから、「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）（緩和策）」等を参考に、本事業を通じた緩和効果（温室効果ガス排出削減・吸収量）の推計を行う。

本事業の実施により、相手国の気候変動に対する適応力強化が一定以上見込まれる場合、気候変動対策事業（適応策）とも位置づけられる可能性があることから、「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）（適応策）」の該当箇所等を参考に、本事業を通じた適応効果（気候変動により発生する危害の回避・低減効果等）の推計を行う。

(9) 事業実施計画の策定

上述の業務を踏まえ、以下の事業実施計画を策定し、発注者の承諾を得る。

① 事業実施スケジュールの策定

ガバナンス実績評価の実施、地方自治体の選定、地方自治体における調達・施工スケジュール、その他、相手国政府・実施機関が行う手続きや調査（給水施設であれば水理地質調査含む）等を踏まえて、月単位のバーチャート形式のスケジュールを策定する。

(10) 本邦技術の活用可能性の検討

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下対応する。

(11) 事業費の積算

事業費について、以下に従って積算する。なお、報告書には事業費の総表（積算総括表）のみを記載し、個別具体的な詳細は、別途発注者に提出し、承諾を得る。

① 事業費項目

基本的に以下の項目に分けて積算を行う。このうち、下線部についてはその算出方法等を発注者から指示することがある。

- (ア) 本体事業費
- (イ) 本体事業費に関するプライスエスカレーション
- (ウ) 本体事業費に関する予備費
- (エ) 建中金利
- (オ) フロントエンドフィー
- (カ) コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）
- (キ) その他 1（融資非適格項目）
 - ア) 用地補償等
 - イ) 関税・税金
 - ウ) 事業実施者の一般管理費
- (ク) その他 2（融資非適格項目※）
 - ア) 完成後の委託保守費
 - イ) 初期運転資金
 - ウ) 研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用
 - エ) 他機関建中金利

※案件の性質によっては融資適格項目とすることが可能。

② 事業費の算出

事業費について、発注者から別途提供するコスト積算支援ツール（Excel ファイル）の様式にて作成し、提出する。なお、同様式の動作環境は、64bit 版 Windows OS(Windows 10 以上)を推奨している（macOS は推奨しない）。

③ 積算総括表の作成

上記②を参照して積算総括表を作成し、その内容を発注者に説明し、承諾を得る。

④ 諸経費の内訳の整理

諸経費⁸（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）の内訳について、積算根拠（バックデータ、適用した積算基準等）とともに整理し、発注者に提出する。

⑤ 事業費にかかるコスト縮減の検討

事業目的の達成を前提としてコスト縮減の可能性がある事項を整理し、コスト縮減策をとることができる場合の制約条件とその効果にかかる検討結果を発注者が別途指示する様式に整理し、提出する。

⑥ 類似事業との事業費等の比較

⁸ 諸経費については、率計上分に加えて、積上げ計上分も含むものとする（積上げ計上については、具体的に計上した費目分かるように明記すること。）

事業費については、その妥当性を検証するため、他ドナーや相手国政府・実施機関等が実施した類似事業について以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等の比較資料」（様式の指定なし）を簡便に作成し、概略事業費の妥当性を示す資料として提出する。

- ・ 実施時期
- ・ 事業費（総事業費（当初見積額・実績額）及び内訳）
- ・ 設計条件・仕様
- ・ 入札方法（Pre-Qualification：PQ 基準、国際入札／国内入札等）
- ・ 契約条件（総価方式／BQ 方式、支払条件（履行保証の有無等）等）
- ・ 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理・保安対策等）

（１２）調達計画の策定

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下対応する。

- ・ International Consultants の採否
- ・ ショートリストの策定方法
- ・ コンサルタントのプロポーザル選定方法（QCBS/QBS）等

（１３）事業実施体制の検討

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下対応する。

① 実施機関及び主要な関係機関の体制（組織面）

実施機関及び主要な関係機関（経済・計画・開発省、技術省庁、地方自治体等）の法的位置づけ、業務分掌、組織構造、人員体制、意思決定プロセスなどを整理する。また組織図を策定する。

② 実施機関及び主要な関係機関の体制（財務・予算面）

実施機関及び主要な関係機関の財務状況、予算の実績・見通し、支出、収支計算書、キャッシュフロー、貸借対照表を整理する。

③ 実施機関及び主要な関係機関の体制（技術面）

実施機関及び主要な関係機関が保有する技術者、技術基準、研修、機材などを整理する。

④ 実施機関及び主要な関係機関の類似事業の実績

実施機関及び主要な関係機関が事業主体となった同規模の事業の実績（実施中を含む）を整理する。

⑤ 実施段階における技術支援の必要性

事業実施体制について、必要となる制度、手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たっては、技術的な支援の必要性について検討する。

- ⑥ 本事業に関係する各関係機関の機能と本事業における役割
- ⑦ 事業管理支援コミッティ等の事業実施に関する調整のためのハイレベル委員会のメンバー構成及びその TOR 案

(14) 運営・維持管理体制の検討

□本業務では当該項目は適用しない。

☒本業務では以下対応する。

- ① 運営・維持管理機関及び主要な関係機関の体制（組織面）
運営・維持管理機関及び主要な関係機関の法的位置づけ、業務分掌、組織構造、人員体制等を整理する。
- ② 運営・維持管理機関及び主要な関係機関の体制（財務・予算面）
運営・維持管理機関及び主要な関係機関の財務状況を（公社等の場合は）財務諸表の分析、（省庁等の場合は）予算実績や開発計画における見通し等を通じて整理し、運営・維持管理体制の財務的持続性を検討する。
- ③ 運営・維持管理機関及び主要な関係機関の体制（技術面）
運営・維持管理機関及び主要な関係機関が保有する技術者、技術基準、研修、機材などを整理する。
- ④ 運営・維持管理機関及び主要な関係機関の運営・維持の実績
運営・維持管理機関及び主要な関係機関が運営・維持している施設の名称、規模、立地地域等を整理する。
- ⑤ 運営・維持管理段階における技術支援の必要性
運営・維持管理体制について、上記①～④における課題及び必要となる制度、手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たっては、技術的な支援の必要性について検討する。

(15) 実施機関負担事項の整理

- ① 事業実施に必要な許認可
事業実施に必要な許認可について、許認可権者、許認可取得に要する期間、実施機関の責任・役割を整理する。
- ② 事業実施上の規制（工事安全、環境等を含む）
事業実施上の規制について、規制権者、実施機関との関係を整理する。

(16) 免税措置の調査

本業務では当該項目は適用しない。

相手国での先行する有償資金協力事業における免税対応も参考に、本事業における免税措置について、相手国の法制度を参照しつつ、整理する。

(17) 事業実施段階における施工上の安全対策の検討

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下対応する。

- 本事業実施に伴う工事安全上の留意点を整理し（例：安全に配慮した設計、工事安全確保のために必要な作業用地の確保、仮設、交通規制等）、（コンサルティング・サービスを含む）事業費や工期、施工方法の検討に反映する。かかる検討に際しては相手国の建設分野に適用される労働安全衛生法制、及び関連の各種基準を調査すると共に、JSSSの最新版を参照する。⁹
- 相手国側の対応が求められるような事項（用地確保や交通規制等）について、対応をとるべき当事者、調整が必要な関係機関を明らかにして整理・記述する。

(18) リスク管理シート（Risk Management Framework）の作成

本業務では当該項目は適用しない。

審査段階および実施段階で発生し得る問題の潜在的なリスク要因の特定および対応策を検討し、発注者が別途指定する様式に従いリスク管理シート（案）を作成する。

(19) 本事業実施に当たっての留意事項の整理

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下対応する。

- 本事業を円借款事業として実施する場合、その円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理し、「調査関連資料」として、発注者に別途提出する。
- 特に留意する観点は以下のとおり。
 - 他ドナー案件の事例を踏まえた課題

(20) コンサルティング・サービスの提案

本業務では当該項目は適用しない。

⁹ JSSSは、仏語圏／西語圏、FIDIC契約約款を用いない契約など、一部の円借款事業においては適用することを想定していないが、その内容に鑑み、本事業の実施段階での適用如何に依らず、内容を十分に理解した上で調査を実施する。

☒本業務では以下対応する。

- 上記一連の調査内容を踏まえ、事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービスの内容とその規模¹⁰について検討し、その内容について、報告書には記載せず、発注者へ別途提出する。
- 本事業のほかに、コートジボワール政府に対し技術協力を実施する必要性が認められる場合は、その内容を提案する。
- なお、本事業は PCN-CI の成果の普及・定着を図るものであるため、コンサルティングサービスの内容も同技プロの成果、提言を踏まえ内容を検討すること。
- また、教育分野においては、コミュニティ協働型教員改善モデル（みんなの学校モデル）との連携を図るため、同モデルに基づき COGES や COGES 連合の機能化支援をコンポーネントに含めること。その際、PCN-CI フェーズ2の終了時評価の結果及び提言を反映した内容とすること。

（21）事業効果の検討

- 本事業によって得られる効果を定量的効果、定性的効果に分けて評価し、発注者の承諾を得る。

① 定量的効果

（ア）運用・効果指標

- 開発課題別の指標例を参照しつつ、運用・効果指標を設定し、基準値と共に事業完成の2年後をめどとした目標値の設定、データ入手手段の提案、評価にあたっての留意事項の整理を行う。
- 本事業における運用・効果指標の想定は以下のとおり。その他にも有益な指標があれば適宜提案する。

| 種類 | 指標案 |
|--------|---|
| 行政能力強化 | 行政能力評価の結果（①制度・組織運営、②財政管理、③計画・予算管理、④透明性・説明責任の改善度）、⑤MODEL1実践に関する行政能力評価の結果（計画、実施、維持管理） |
| | 研修開催数（自治体向け） |
| | 研修受講者数（自治体向け）（人/年） |
| | MODEL1の実践における行政主導の会合の開催数 |
| | 同会合に参加した住民の数 |
| インフラ整備 | インフラ整備数 |
| | インフラ整備による受益者数 |

¹⁰ 規模は「業務人月」とする。

② 定性的効果

本事業によって得られる定性的効果を明確な根拠と共に、可能な限り具体的に提案する。

例：地方自治体の行政能力の改善、国内格差縮小、平和と安定への貢献、行政と住民の関係性変化等

(22) 本邦企業説明会の実施

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下対応をする。

- 本事業に関する事業概要の説明と企業の参画意向の調査を目的として、本邦企業説明会を開催する。

(23) プルーフエンジニアリング実施のための資料作成

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下にも留意する。

- 本業務の成果については、発注者が別途雇用するコンサルタント及び国内支援委員会による照査を行う（プルーフエンジニアリング：PE）ため、以下の時期において発注者が指示する内容を簡潔に整理し、その内容について承諾を得る。
- 各時期において主に整理する内容は、以下を予定。
 - ① 業務計画書案の提出時
 - ・ 業務の基本方針
 - ・ 事業費積算に当たっての留意事項（事業内容、施工サイトの特性等を踏まえた留意点）
 - ② 事業費積算の作業開始直前
 - ・ 事業費積算の基本方針（適用予定の積算基準、直接工事費・諸経費の積算方法）
 - ・ 適用予定の本邦工法・技術
 - ③ 事業費積算（案）の提出直後
 - ・ 事業費積算（案）
 - ・ 工期 ※ 雨季・冬季・出水期における休工期間を考慮すること
 - ・ 主要工種の工法（仮設・架設を含む）
- 受注者は、このPEの結果を踏まえて各レポート等に必要な修正を行う。なお、PEには約4週間（業務計画書案の提出時においては約3週間）を要す

るため、PE 結果を踏まえた修正作業期間を考慮して説明資料提出時期を設定すること。

(24) 報告書等の作成・説明

- ① 上記の作業を踏まえて、「第5条 成果品」に記載の報告書等¹¹を作成の上、発注者の承諾を得る。
- ② 報告書等の内容について相手国政府・実施機関等に対し内容を説明する。相手国に発注者の現地事務所がある場合は、同事務所に対しても内容の説明を行う。
- ③ 相手国政府・実施機関の事業承認に必要な情報を提供するために、発注者が別途指定する様式で情報提供を求められた場合には、適時対応する。

(25) 調査データの提出

業務のなかで収集・作成された一次データ、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法で、適時提出する。

第5条 成果品

- 業務各段階において作成・提出する報告書等及び数量（部数）は次表のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。最終成果品の提出期限は契約履行期間の末日とする。なお、数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、実施機関との面談等に必要な部数は別途受注者が用意する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは相手国実施機関等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- 調査データの取得に当たっては、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。関連する法令が存在しない場合あるいは法令の適用有無が判断できない場合、調査実施地域の管轄機関に当該協力準備調査で取得したデータの所有権及び利用権について照会する。調査・照会の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

¹¹ 相手国政府・実施機関の事業承認に必要な情報を提供するために、発注者が別途指定する様式で情報提供を求める可能性がある。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

| 報告書名 | 提出時期 | 言語 | 形態 | 部数 |
|----------------------------|---|-----|--------|-----|
| 業務計画書 | 契約締結後 10 営業日以内 | 日本語 | 電子データ | |
| インセプション・レポート | 第一次現地調査（現地再委託または現地傭人の活用によるリモート調査含む）開始 2 週間前 | 仏語 | 電子データ | |
| プロGRESS・レポート | 2024 年 9 月下旬 | 日本語 | 電子データ | |
| | | 仏語 | 電子データ | |
| ドラフト・ファイナル・レポート | 2024 年 12 月中旬 | 日本語 | 電子データ | |
| | | 仏語 | 電子データ | |
| デジタル画像集 | 契約履行期限末日 | 日本語 | CD-ROM | 1 部 |
| ファイナル・レポート（F/R） （先行公開版） | 2025 年 2 月中旬 | 日本語 | CD-ROM | 2 部 |
| | | 仏語 | CD-ROM | 3 部 |
| ファイナル・レポート（F/R） （最終成果品） | 契約履行期限末日 | 日本語 | 製本 | 2 部 |
| | | | CD-ROM | 3 部 |
| | | 仏語 | 製本 | 3 部 |
| | | | CD-ROM | 4 部 |
| 調査データ | 契約履行期限末日 | 日本語 | 電子データ | |

記載内容は以下のとおり。

（1）業務計画書

共通仕様書第 6 条に記された内容

（2）インセプション・レポート

- ① 業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容

（3）プロGRESS・レポート

第一次現地調査での情報収集及びそれらに基づく分析等の調査結果

（4）ドラフト・ファイナル・レポート

調査結果の全体成果¹²、要約

(5) デジタル画像集

各画像にキャプションを付した事業対象サイト等のデジタル画像集

(6) ファイナル・レポート

調査結果の全体成果、要約

分析の過程が分かる、経済分析に用いたキャッシュ・フロー表等の Excel ファイルを含める。レポートの冒頭に、10 ページ程度の調査結果の要約も含める。

(7) ファイナル・レポート（先行公開版¹³）

ファイナル・レポートのうち、一定期間非公開となる情報を除いた内容原則以下の部分を除外するが、具体的な対象箇所については、発注者と事前に充分調整の上で決定する。

- コスト積算、調達パッケージ、コンサルティング・サービスの人月・積算、経済・財務分析に含まれるコスト積算関連情報
- 実施機関の経営・財務情報のうち、公開されていない情報

(8) 調査データ

位置情報¹⁴の含まれるデータは、KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式とする。Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを最終成果品に合わせて提出する。

第6条 再委託

本業務では再委託を想定していない¹⁵。

本業務では、以下の業務については、業務相手国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

¹² 分析の過程が分かる、経済分析に用いたキャッシュ・フロー表等の Excel ファイルを含める。

¹³ JICA 環境社会配慮ガイドラインでは、最終報告書完成後速やかにウェブサイトで情報公開することが求められている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために事業費等を記載しない報告書として協力準備調査最終報告書（和文：簡易製本版）を作成する。

¹⁴ 位置情報の取得は可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。

¹⁵ ただし、再委託による業務の遂行が不可欠と考える業務がある場合には、当該業務の内容・方法及び再委託によることが必要な理由を詳述し、協議する。

| | 項目 | 仕様 | 数量 | 見積の取扱 |
|---|-----------|--|----|-------|
| 1 | 地方自治体概況調査 | 地方自治体におけるガバナンス能力、各自治体における社会インフラ事業の概況（州レベルとコミュニケーションレベル）、地方自治体と住民組織（学校運営委員会等）の協働状況の情報収集 | 一式 | 定額計上 |

第7条 機材の調達

本業務では機材調達を想定していない。

本業務の遂行上必要な機材については、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に則り適切な調達及び管理等を行う。本邦から携行する受注者の所有機材のうち、受注者が本邦に持ち帰らない機材であって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、受注者が必要な手続きを行うものとする。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者が受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

1. 基本情報

- (1) 国名：コートジボワール共和国（正式国名）
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：コートジボワール共和国全土
- (3) 案件名：地方行政強化セクターローン（Sector Loan for Strengthening Local Governance）
- (4) 事業の要約：コートジボワールの地方自治体（全地方自治体数 232）において、ガバナンス実績評価に基づき、住民協働型の行政モデルによる社会インフラの整備を通じて同自治体の行政能力の改善を実施するもの。

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における地方行政セクターの現状・課題及び本事業の位置付け
 コートジボワール共和国（以下、「当国」という。）は、1960 年の独立後、急速な経済成長を遂げ、周辺国から積極的に移民を受け入れ約 60 を超える民族が共存しながら発展してきた。しかし、1980 年代に経済が低迷し社会的不満が増大すると、南北の経済格差や民族問題が先鋭化し愛国的排外主義が台頭、また 2000 年の大統領選挙結果を不満とする反乱軍の武装蜂起により、北部と南部に国土が分断される内戦状況に陥った。これにより、2018 年時点の全国平均の貧困率が 39.4%であるのに対し、約 10 年間に亘り行政の不在が続いた北部を中心とする地方では、貧困率が 60.0%を超える州も存在しており（国立統計局、2018）、国内経済格差は現在でも是正されておらず、民族問題も成長阻害リスクとして潜在している。

そのため当国政府は国家開発計画（2021-2025）において、「包摂性の強化」、「バランスのとれた地方開発」を柱に据え、包摂的な社会開発による国内格差の縮小や国民連帯の促進を目指している。他方、当国は内戦終結後の 2012 年から 10 年間に於いて平均 7%を超える高成長を記録したものの、地方自治体の歳入は対 GDP 比 1%に満たず（OECD、2017 年）、地方自治体の開発資金は常に不足している状況にある。加えて、地方自治体の意思決定プロセスに住民が十分に参画できておらず、住民の地方自治への参加を通じた民族融和と社会統合を阻む要因として地方行政における課題となっている。

このような状況を踏まえ、JICA は内戦終了後の 2013 年より、住民と行政間の信頼関係の醸成を図るため技術協力「中部・北部紛争影響地域の公共サービス改善のための人材育成プロジェクト（フェーズ 1：2013-2017 年、フェーズ 2：2019-2024 年）」（以下、「PCN-CI」という。）を実施してきた。同技プロでは、対象地域（2 州の 17 自治体）において住民との協働を通じた包摂的で透明性の高い行政モデル（以下、「MODEL1」という。）の導入・定着に取り組んでいる。同技プロで実施したパイロット事業では、インフラ整備にかかる地方自治体への権限委譲がなされていた教育と給水セクターを対象とし、フェーズ 1 では、MODEL1 に基づく行政と住民の協働により 11 校の小学校施設、77 箇所の給水施設の整備を行った。同フェーズ終了時の住民意識調査では、2015 年以前と比較して回答者の 71%が行政と住民のコミュニケーションが改善したと回答、81%が行政は住民のニーズを正しく理解していると回答し、行政と住民の信頼関係の醸成、さらには民族の出自によらない住民の行政への参画が促進されている。

当国政府は、国家開発計画（2021-2025）において 2030 年までに中進国入りを果たすという目標を掲げているが、内戦以降の安定した高度経済成長を不可逆的なものとするためには、包摂的で地方も含めて均衡の取れた全国の開発を進める必要があり、そのためにも内在する国内経済格差及び民族問題による社会分断リスクを軽減・排除する取り組みが引き続き求められている。

本事業は、住民協働型の行政モデルに基づき全国の地方自治体での社会インフラ整備（給水設備、学校建設等）を促進することにより、国内全体における民族融和・社会統合を促進し、あわせて当国の国内経済格差の是正に取り組み、当国における持続的な発展を後押しするものである。なお、本事業では上記技協の成果である MODEL1 の全国的な導入・定着による全国一体的な地方開発を促進すると共に、対象セクターとしては地方自治体に権限委譲がなされ且つ行政と住民組織の協働による維持管理体制を取っている教育・給水セクターを中心セクターと想定している。

（2）地方行政セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け

我が国の対コートジボワール共和国国別開発協力方針（2018 年 3 月）では、「安全で安定した社会の維持」が重点分野に定められ、対コートジボワール共和国 JICA 国別分析ペーパー（2023 年 3 月）では、「安全で包摂的な社会の構築」が重点分野と分析しており、本事業はこれら方針、分析に合致する。JICA 課題別事業戦略「グローバルアジェンダ（平和構築）」では、脆弱地域における地方行政能力強化・強靱な社会の形成と信頼醸成に取り組むとしており、同様に「グローバルアジェンダ（持続可能な水資源の確保と水供給）」では、水資源を適切に管理し、全ての人々が飲料水等として持続的に利用できる社会を目指しており、持続性を高めるためにはコミュニティの強靱性強化などのマルチセクターでの取り組みが必要としている。また、2023 年 5 月の G7 コミュニケでの「西アフリカ及びサヘル、アフリカの角並びに大湖地域の状況を念頭に置き、アフリカ大陸における平和、安定及び繁栄に関するアフリカ主導の取組を支援するため共に取り組む」との日本政府方針にも合致する。

（3）他の援助機関の対応

UNDP のほか、UNICEF、世界銀行、EU、フランス開発庁（AFD）等が母子保健、教育、水・衛生、都市インフラ整備プロジェクト等を北部地域で実施している。

（4）本事業を実施する意義

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針に合致し、包摂的で強靱な社会の形成と社会統合の促進に貢献するものであり、SDGs ゴール 4、6、10 及び 16 に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

3. 事業概要

（1）事業概要

①事業の目的：本事業は、住民協働型の行政モデルに基づき地方自治体が主に給水、教育セクターにおいて住民ニーズに沿った社会インフラの整備を実践することにより、客観性のある計画に基づく公共サービスの実施ができる地方自治体の能力強化を図り、もって当国の住民と行政間の信頼醸成、民族融和・社会統合及び国内経済格差是正を促進し、ひいては当国における持続的な発展を後押しするもの。

②事業内容

本事業では、本事業で作成予定のガバナンス実績指標に基づき地方自治体のガバナンス能力に係る順位付けを毎年行い、上位の地方自治体からサブプロジェクトを実施し、並行して各自治体の指標改善を支援し全自治体に至るまで支援対象を拡大する。

- ア) ガバナンス実績指標に基づくインフラ整備・補修(給水施設、小学校施設等) (国内競争入札)
- イ) ガバナンス・政策改善支援 (ガバナンス実績評価支援、事業管理支援、住民協働によるインフラ整備支援、モニタリング) (国内競争入札)
- ウ) コンサルティング・サービス (中央政府、地方自治体への能力強化研修、外部監査支援) (ショートリスト方式)

③本事業の受益者 (ターゲットグループ) : コートジボワール共和国 (人口約 2,748 万人) (世界銀行、2021)

④他の JICA 事業との関係 : MODEL1 の制度面の全国普及を行う技協「地方行政強化プロジェクト」(2024 年開始予定) と連携して社会統合の早期実現を促進する。また、隣国の避難民流入地域を主たる対象とする国際機関連携無償「北部地域における地方政府社会インフラ改善計画」(2023 年 10 月開始予定) と連動し全国網羅的な支援を実現する。

(2) 総事業費／概算協力額 【記載を除く】

(3) 事業実施スケジュール (協力期間) 【記載を除く】

(4) 事業実施体制

①借入人 : コートジボワール共和国政府 (The Government of the Republic of Côte d'Ivoire)

②保証人 : なし

③事業実施機関／実施体制 : コートジボワール共和国内務・治安省 (Ministry of the Interior and Security)

④他機関との連携・役割分担 : AfDB が 22 の自治体を対象として財務状況の改善支援を実施していることから、地方自治体の行財政管理の分野で連携予定。

⑤運営／維持管理体制 : 各地方自治体が住民組織とともに運営・維持管理を行う。また、技術的な支援を得るために給水省及び国民教育・識字省とも連携する。

以 上

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：セクターローン事業計画、地方行政セクター分析、調査

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4-3 の「要員計画」は不要です）。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式 4-4）

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・ 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：全途上国
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2024年6月～2025年2月

(2) 業務量目途

1) 業務量の目途

約24人月

2) 渡航回数を目途 全13回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

地方自治体におけるガバナンス能力、各自治体における社会インフラ事業の概況（州レベルとコミューンレベルでの情報収集）、地方自治体と住民組織（学校運営委員会等）の協働状況に関する現地調査の実施

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- コートジボワール国中部・北部紛争影響地域の公共サービス改善のための人材育成プロジェクトフェーズ2 MODEL1 実施マニュアル/ブローシャ（仏）
- コートジボワール国中部・北部紛争影響地域の公共サービス改善のための人材育成プロジェクトフェーズ2 終了時評価報告書

2) 公開資料

- コートジボワール国 中部・北部紛争影響地域の公共サービス改善のための人材育成プロジェクト 業務完了報告書
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12287306.pdf>

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

| | 便宜供与内容 | |
|---|--------------|---|
| 1 | カウンターパートの配置 | <input checked="" type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無 |
| 2 | 通訳の配置（英語⇔仏語） | 有（*名） / <input checked="" type="checkbox"/> 無 C/Pとの間に発生するコミュニケーション（協議時の言語、資料の言語、メールの言語等）含め、渡航国・地域で使用する言語は仏語です。 |
| 3 | 執務スペース | 有 / <input checked="" type="checkbox"/> 無 |
| 4 | 家具（机・椅子・棚等） | 有 / <input checked="" type="checkbox"/> 無 |
| 5 | 事務機器（コピー機等） | 有 / <input checked="" type="checkbox"/> 無 |
| 6 | Wi-Fi | 有 / <input checked="" type="checkbox"/> 無 |

(6) 安全管理

① 事前準備

現地業務に先立ち「JICA 安全対策措置」を確認し、渡航前に必要な事前準備を行ってください。外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録（3ヶ月以上の渡航は在外公館へ在留届を提出）してください。JICA ホームページ上の「安全対策研修・訓練（<https://www.jica.go.jp/about/safety/training.html>）」を

確認し、JICA 安全対策研修を受講してください。渡航計画を JICA に提出するとともに現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA コートジボワール事務所、在コートジボワール日本大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行ってください。同事務所と常時連絡がとれる体制とし、現地の最新の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るよう留意してください。

② 渡航計画

調査団が現地渡航する際、渡航計画詳細（渡航者、日程、移動行程、宿泊先）、「安全管理情報提供シート」「緊急時連絡先」「保険証券(写)」をアフリカ部に提出してください。2 週間を超える滞在が予定されている場合には、業務渡航・一般渡航に関わらず初回渡航時の安全ブリーフィングの受講が必須となります。また、宿舎については JICA の安全基準を満たす必要があるため、JICA コートジボワール事務所の指定するホテルを利用してください。

③ 行動規範（国内全土共通）

深夜（22 時～翌 5 時）の外出は禁止です。業務上の活動は、原則として 20 時までに終了するように計画を立ててください。市内移動は車両移動を原則とし、徒歩移動は短距離に留めてください。日没後の徒歩移動は禁止、乗り合い路線タクシー（ウォロウォロ）や乗り合いワゴン（バカ）の利用は終日禁止です。個人タクシーは配車アプリ（YANGO）の利用を優先とし、市内 30 分以内の近距離移動に限定して市内タクシー（オレンジ色）の利用も可としますが、運転手や車両の状態に注意して利用してください。夜間のタクシー利用は配車アプリなどを利用し、路上で長時間待つことのないよう注意してください。

④ 行動規範（地方への移動）

地方渡航の際は、地方渡航用 Forms から渡航計画詳細（渡航者氏名、日程（移動行程、宿泊先）、同行者情報、緊急連絡先電話番号）を前日までに連絡してください。<https://forms.office.com/r/SByYQfucLu>

日没後の都市間移動は禁止です。日の出前・日没後の移動が生じないように、余裕を持った計画を立ててください。整備の行き届いた車両と道路事情に通じ十分な技術を有する運転手を手配してください。同一行程で移動する単位ごとに、運転手以外にフランス語で十分な意思疎通ができるメンバーを 1 名以上含めてください。スピードの出し過ぎに注意：最高速度は高速道路上で 100 km/h（都市内は 80 km/h）、それ以外の道路は 60 km/h ですが、道路状況に応じた

安全な速度で移動してください。運転手に十分な休息（2時間に1回程度）を取らせ、同乗中は眠らないようにしてください。移動開始時および完了時に事務所担当所員に連絡してください（SMS可）。その他、渡航地域ごとに行動規範が定められていますので、「JICA 安全対策措置」で最新情報を確認してください。現地業務中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載してください。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2024年4月版）」を参照してください。

（URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）報酬について

本件業務については、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象とします。月額報酬単価の上限額が加算されます。「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の「別添資料2：報酬単価」より、「紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）」を参照してください。

（2）契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

（3）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

147,589,000 円（税抜）

なお、定額計上分 4,000,000 円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記（4）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（4）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（5）定額計上について

定額計上した各経費について、上述（4）のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に

照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

| | 対象とする経費 | 該当箇所 | 金額(税抜き) | 金額に含まれる範囲 | 費用項目 |
|---|------------------|---------------------|------------|--|------|
| 1 | 現地再委託(地方自治体概況調査) | 第2章 特記仕様書(案)第6条 再委託 | 4,000,000円 | 地方自治体におけるガバナンス能力、各自治体における社会インフラ事業の概況(州レベルとコミュニケーションレベル)、地方自治体と住民組織(学校運営委員会等)の協働状況の情報収集 | 再委託費 |

(6) 見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。

(千円未満切捨て不要)

(7) 旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

(8) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(9) 外貨交換レートについて

- 1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(10) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

(11) その他留意事項

アビジャン市内における宿泊については、安全管理対策上の理由からJICAが宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、一律15,500円／泊として計上してください。また、滞在日数が30日又は60日を超える場合の逓減は適用しません。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

| 評価項目 | 配点 | |
|-----------------------------------|-------------|-----------------|
| 1. コンサルタント等の法人としての経験・能力 | (10) | |
| (1) 類似業務の経験 | (6) | |
| (2) 業務実施上のバックアップ体制等 | (4) | |
| ア) 各種支援体制 (本邦/現地) | 3 | |
| イ) ワークライフバランス認定 | 1 | |
| 2. 業務の実施方針等 | (65) | |
| (1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法 | 35 | |
| (2) 作業計画等 | 30 | |
| 3. 業務従事予定者の経験・能力 | (25) | |
| (1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価 | 業務主任者 のみ | 業務管理 グループ/体制 |
| 1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u> | (25) | (10) |
| ア) 類似業務等の経験 | 12 | 5 |
| イ) 業務主任者等としての経験 | 5 | 2 |
| ウ) 語学力 | 5 | 2 |
| エ) その他学位、資格等 | 3 | 1 |
| 2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u> | (-) | (10) |
| ア) 類似業務等の経験 | - | 5 |
| イ) 業務主任者等としての経験 | - | 2 |
| ウ) 語学力 | - | 2 |
| エ) その他学位、資格等 | - | 1 |
| 3) 業務管理体制 | (-) | (5) |